

発議第1号

みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年3月8日 提出

みなかみ町議会議長 石坂 武 様

提出者	阿部 清
賛成者	高橋 視朗
〃	牧田 直己
〃	茂木 法志
〃	高橋久美子
〃	森 健治

別紙

みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例

みなかみ町議会委員会条例（平成17年みなかみ町条例第235号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 総務文教厚生常任委員会 7人
 - ア 総務課の所管に関する事項
 - イ 財政課の所管に関する事項
 - ウ 企画課の所管に関する事項
 - エ 税務会計課の所管に関する事項
 - オ 町民福祉課の所管に関する事項
 - カ 子育て健康課の所管に関する事項
 - キ 教育委員会の所管に関する事項
 - ク 他の常任委員会の所管に属さない事項
 - (2) 産業観光生活環境常任委員会 7人
 - ア 環境課の所管に関する事項
 - イ 上下水道課の所管に関する事項
 - ウ 農林課の所管に関する事項
 - エ 観光商工課の所管に関する事項
 - オ 地域整備課の所管に関する事項
- 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

みなかみ町議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教厚生常任委員会 7人</p> <p>ア 総務課の所管に関する事項</p> <p>イ <u>総合戦略課</u>の所管に関する事項</p> <p>ウ <u>税務課</u>の所管に関する事項</p> <p>エ <u>町民福祉課</u>の所管に関する事項</p> <p>オ <u>子育て健康課</u>の所管に関する事項</p> <p>カ <u>会計課</u>の所管に関する事項</p> <p>キ 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>ク 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 産業観光生活環境常任委員会 7人</p> <p>ア <u>生活水道課</u>の所管に関する事項</p> <p>イ <u>農林課</u>の所管に関する事項</p> <p>ウ <u>観光商工課</u>の所管に関する事項</p> <p>エ <u>地域整備課</u>の所管に関する事項</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教厚生常任委員会 7人</p> <p>ア 総務課の所管に関する事項</p> <p>イ <u>財政課</u>の所管に関する事項</p> <p>ウ <u>企画課</u>の所管に関する事項</p> <p>エ <u>税務会計課</u>の所管に関する事項</p> <p>オ <u>町民福祉課</u>の所管に関する事項</p> <p>カ <u>子育て健康課</u>の所管に関する事項</p> <p>キ 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>ク 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 産業観光生活環境常任委員会 7人</p> <p>ア <u>環境課</u>の所管に関する事項</p> <p>イ <u>上下水道課</u>の所管に関する事項</p> <p>ウ <u>農林課</u>の所管に関する事項</p> <p>エ <u>観光商工課</u>の所管に関する事項</p> <p>オ <u>地域整備課</u>の所管に関する事項</p>	

令和5年第2回(3月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請 願 件 名 請 願 趣 旨	請 願 人 紹 介 議 員	受 理 年 月 日 付 託 委 員 会
請 願 第 1 号	ユネスコエコパークにふさわしいごみ行政を求める請願書	みなかみ町新巻1225番地 みなかみ町のごみ問題を考える会 代表 大坪 進 星野 宗央	令和5年2月14日 産業観光生活環境常任委員会
	<p>【請願趣旨】</p> <p>利根沼田広域協議会での共同ごみ処理体制実現まで約10年間、みなかみ町として地球温暖化の被害を少しでも抑える取り組みを、私たちごみ問題を考える会は求めています。</p> <p>分別すれば資源、そのまま出せばごみ。ごみを減らすことで、そして燃やさないことで環境破壊を少しでも抑える。</p> <p>2022年4月から実施のプラスチック資源促進法により、資源をごみにしない取り組みを実現させる時代になりました。</p> <p>分別化が進めばお金を払って処理してもらっていたゴミが、逆に資源としてこちらにお金が入ってきます。</p> <p>和歌山県有田川町(人口約2万6千人)ではごみステーション方式と再生可能エネルギーの利用で、エコな街づくりが發展しています。</p> <p>削減したごみ処理費用を原資に住民に太陽光発電設備を貸与したり、町としての小水力発電設備をもち、さらに使い捨て容器を使わない取り組みをすすめています。</p> <p>最初は大変ですが、有田川町のように努力すれば本町でも必ず実現できることです。</p> <p>ごみの資源化を進めるために、分別ごみ受け入れ体制をつくってください。現在、一部のスーパーマーケットでプラスチックを含む資源ごみの分別回収をしています。町として、手始めにスーパー程度の資源回収を実現してください。</p> <p>【請願事項】</p> <p>みなかみ町の旧3カ町村に数か所づつ、資源ごみ無料回収スタンドをつくり、回収を始めてください。</p>		

令和5年第2回(3月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情 第 1 号	ごみ袋の値下げを求める陳情書	みなかみ町永井425 永井 浩	令和5年2月7日 産業観光生活環境常任委員会
	<p>〔陳情趣旨〕</p> <p>貴職におかれましては、日頃よりみなかみ町のため奮闘されていることと思えます。</p> <p>さて、町民の生活は、コロナの影響や燃料費の値上げなど物価高騰でたいへん厳しい状況にあります。そこで支援策や公共料金の値下げなど町の対策が重要と考えます。</p> <p>昨年、町のごみ処理事業の転換がはかられましたが、転換をはかるにあたり、RDF事業を撤退し、近隣の処理施設にごみ処理を依頼することで、10年で5億円の経費の削減につながると議会に報告されました。</p> <p>そこで、削減分の一部をごみ袋の値下げにあて、町民負担を引き下げて下さい。</p> <p>〔要望事項〕</p> <p>(1) ごみ袋を値下げしてください。</p>		